

電力受給契約書（案）

山梨県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により電力受給契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、電力の受給に関して、この契約書及び山梨県企業局財務規程（昭和 41 年山梨県企業局管理規程第三十七号。以下「財務規程」という。）に定めるもののほか、仕様書及びその他の関係図書（以下「仕様書等」という。）に従い、これを履行しなければならない。

（受給電力）

第2条 甲は、甲の所有する次項の発電所の発電電力から、甲が使用する所内消費電力等を除く全ての電力（以下「受給電力」という。）を乙に供給し、乙はこれを全量購入するものとする。

2 契約の対象となる発電所は次のとおりとする。

発電所名	所在地	最大出力kW
鼓川発電所	山梨県山梨市牧丘町大字倉科字向山 7 0 6 8	380

3 電力受給期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 8 月 3 1 日とする。ただし、リプレース工事に伴う停止が令和 9 年 8 月 3 1 日以降に遅延した場合は、契約期間と売電期間を最大で 1 年延長する。

4 甲から乙に供給する予定売電電力量は、次のとおりとする。

	予定売電電力量	期 間
令和 8 年度	1, 722, 000 kWh	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日
令和 9 年度	764, 000 kWh	令和 9 年 4 月 1 日～令和 9 年 8 月 3 1 日

5 受給電力が予定売電電力量に比べて増減がある場合でも、乙は甲から全量購入するものとする。

（受給地点、電気方式等）

第3条 前条の電力の受給地点、電気方式、最大出力、周波数、電圧及び力率は、次のとおりとし、甲は一般送配電事業者が定めた託送供給等約款に基づき、周波数、電圧及び力率を正常な値に保つものとする。

受給地点	電気方式	最大出力	周波数	連系電圧
鼓川発電所	交流3相3線式	380 kW	50Hz	6.6kV

（送電時間）

第4条 甲は、毎日 24 時間送電する。ただし、発電所の点検又は手入れを要する場合その他必要がある場合は、受給電力の全部又は一部の送電を休止することができる。

（受給電力量の計量）

第5条 毎月の受給電力量の計量は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）の規定に従った電力量計（取引用電力量計及びその他計量に必要な付属装置及び区分装置をいう。以下同じ。）により計量するものとする。

2 前項の計量は、原則として一般送配電事業者が、毎月末日 24 時に行う。

3 電力量計に故障が生じたときの受給電力量については、その都度、甲乙協議して確定するものとする。

4 甲は、電力の受給について乙が必要とする事項を記録するものとし、乙の求めに応じてこれを提出するものとする。

- 5 乙は、甲と協議のうえ、第2項で定める計量日以外の日時においても、臨時検針を行うことができる。この場合、甲はこれに協力する。
- 6 法令等により一般送配電事業者所有の電力量計を取り替える場合、又は甲の事情により電力量計の取付位置を変更する場合、これに要する費用は甲が負担する。

（電力量料金）

第6条 乙が甲に支払う毎月の電力量料金は、前条に定める方法により計量された受給電力量に次の電力量料金単価を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「1円未満切捨」という。）に、消費税及び地方消費税相当額を加えて得た金額（1円未満切捨）とする。

電力量料金単価 （1キロワット時につき）	〇〇円〇〇銭 （消費税及び地方消費税相当額を含まない。）
-------------------------	---------------------------------

（電力量料金の支払）

- 第7条 甲及び乙は、毎月月初に前月分の受給電力量等料金算定上必要な事項を確認するものとする。
- 2 甲は、前条の電力量料金を第5条第2項に定める計量日の翌月10日までに乙に請求し、乙は、当該月の月末まで（以下「支払期日」という。）に甲に支払うものとする。
- 3 支払期日が山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日の翌日を支払期日とする。
- 4 乙の責めに帰すべき事由により支払期日までに当該電力量料金を甲に支払わない場合、甲は、当該支払期日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該電力量料金の未支払金額について年〇〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を乙に請求することができる。

（契約保証金）

第8条 この契約について乙が甲に納付すべき契約保証金は、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の規定による。

（発電見込みの通知）

第9条 甲は、翌日の発電見込みを乙に通知する。なお、発電機出力は河川流量により増減するため、発電見込みと実績値とは相違することがある。

（発電バランシンググループへの加入等）

- 第10条 甲は、第2条に定める受給期間において、乙が指定する発電バランシンググループに所属するものとする。ただし、甲は発電バランシンググループの所属に係る経費を負担しない。
- 2 甲が前条に基づき通知した発電見込みと、発電の実績値の間に差分が発生した場合であっても、甲はその差分を根拠としたインバランス料金の負担はしない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第11条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(運用申合せ書の作成)

第 12 条 電力の受給に関する運用につき、仕様書等で定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

2 前項の場合において、甲又は乙は運用申合せ書を作成するものとする。

(甲の契約解除)

第 13 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

なお、解除により乙に損害が生じて、甲はその賠償責任を負わないものとし、解除した場合、甲は違約金として、発注時に示した予定売電電力量に第 6 条に定める電力量料金単価を乗じて得た額から、履行済みの金額を差し引いた額の 100 分の 15 に相当する金額を徴収することができる。

- (1) 乙が納付期限までに第 7 条による料金の支払いをせず、その後、督促状により指定された期限までに支払いをしないとき（電力量料金の一部の支払いがなかった場合を含む。）又はその見込みがないと甲が認めるとき
- (2) 乙又は乙の代理人が契約の締結又は電力の買受けに当たり、不正な行為をしたとき
- (3) 乙が、この契約書等で定める契約条件を遵守できないと甲が認めるとき
- (4) 乙が、電気事業法第 2 条の 9 の規定により小売電気事業者の登録が取り消されたとき、又は取り消される見込みがあると甲が認めるとき
- (5) 乙が、電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)第 34 条第 4 項の規定により、納付すべき金額を納付していない小売電気事業者として経済産業大臣から公表されたとき
- (6) 乙が、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当すると判明したとき
- (7) 乙が、第 6 項に規定する債権保全のための必要な措置を講じなかったとき
- (8) 前各号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき
- (9) 第 14 条の規定によらないで、乙からこの契約の解除を申し出たとき

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、同項の規定による催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。

- (1) この契約による債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がこの契約による債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) この契約による債務の一部の履行が不能である場合又は乙が当該債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目的を達成することができないとき。
- (4) 乙の電力量料金の支払いが、納付期限を 3 回以上遅れたとき、又は 2 回連続で遅れたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約による債務の履行をせず、甲が乙に前項の規定による催告をしてもこの契約の目的を達成するに足りる程度に乙が当該債務を履行する見込みがないことが明らかであるとき。

3 前 2 項の規定にかかわらず、甲は、次に掲げる場合には、この契約を解除することができる。

(1) 乙が次のいずれかに該当するとき。

- イ 役員等(乙が個人である場合にはその者を、法人である場合には暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 9 条第 21 号ロに規定する役員をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員等(山梨県暴力団排除条例に規定する暴力団員等をいう。)であると認められるとき。
- ロ 役員等が暴力団(条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等の統制下にあると認められるとき。
- ハ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ニ 暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社

会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

(2) その他乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

4 前3項の規定により甲がこの契約が解除されたときは、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、甲に生じた損害が納付済みの契約保証金若しくは履行保証保険による保険金支払額又は契約保証金に代わる担保により甲が支払いを受ける額を超える場合においては、その超える分について賠償するものとする。

5 前項の規定により乙が甲に対して賠償する損害賠償の範囲は、契約解除日の前日までの電力量料金とその遅延利息のほか、甲が得べかりし利益についても、その範囲とする。

6 前項で規定する得べかりし利益は、次のとおりとする。

(1) 第6条に規定する電力量料金単価に、契約解除日から契約解除に伴う新たな契約の電力受給開始日の前日までの間の発電電力量又は目標受給電力量を乗じて得た額に消費税相当額を加えて得た額（1円未満切捨）。

(2) 第6条に規定する電力量料金単価と契約解除に伴う新たな契約の電力量料金単価との差額に、新たな契約の受給開始日から第25条で規定する受給期間が満了するまでの間の発電電力量又は目標受給電力量を乗じて得た額に消費税相当額を加えて得た額（1円未満切捨）。ただし、新たな契約の電力量料金単価の方が高い場合、この限りではない。

7 甲は、乙が第1項第1号から第6号及び第8号のいずれかに該当するおそれがある場合には、あらかじめ乙に対して債権保全のための必要な措置を講じさせることができる。

(甲の催告によらない解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその賠償責任を負わない。

(1) 第11条の規定に違反して権利義務を譲渡したとき。

(2) 本契約に関して次のいずれかに該当するとき。

イ 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第7条の2第1項の規定による命令）が確定したとき。

ロ 乙を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令又は同条第2項において準用する同法第7条第2項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定による命令（乙に対してされたものに限る。））が確定したとき。

ハ 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に関して刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

3 第1項第1号の規定に基づいて甲が契約を解除した場合は、甲は違約金として発注時に示した目標受給電力量に第6条の契約単価を乗じて計算した額から、履行済みの金額を差し引いた額の100分の15に相当する金額を徴収することができる。

4 乙は、第1項第2号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わずに、賠償金として、発注時に示した目標受給電力量に第6条の契約単価を乗じて計算した額の100分の15に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約終了後においても同様とする。ただし、甲が賠償金の支払いを必要と認めない場合は、賠償金の支払いを要しない。なお、甲に生

じた実際の損害額が本項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

（乙の契約解除）

第 15 条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能になったときは、契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

（契約解除の通知）

第 16 条 甲又は乙は、この契約を解除しようとするときは、書面により速やかに相手方に通知しなければならない。

（違約金等の徴収）

第 17 条 乙がこの契約に基づく違約金、損害金又は賠償金（以下「違約金等」という。）を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額について年〇〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を乙に請求するものとする。

（託送供給等の契約）

第 18 条 乙は、この契約に基づき、乙と一般送配電事業者との間に、託送供給に関する契約を締結し、その確認ができる書類の写しを受給期間の初日までに甲に提出しなければならない。

（環境価値の取扱い）

第 19 条 甲が乙に供給する電力に含まれる非化石価値等の環境に係る付加価値（以下「環境価値」という。）については乙に帰属するものとし、その価値は第 6 条の規定により算定される電力量料金に含まれるものとする。

（容量市場収入の取扱い）

第 20 条 甲と電力広域的運営推進機関が締結した容量確保契約により甲が得る収入については、第 6 条の規定により算定される電力量料金との精算は行わない。

2 前項の容量確保契約により電力広域的運営推進機関から甲へ課されるリクワイアメント及びアセスメントに係る業務について、乙は資料提供等の協力を行うものとする。

（発電側課金の取扱い）

第 19 条 乙は、本発電所を有する甲に対して一般送配電事業者より請求される系統連系受電サービス料金（以下「発電側課金」という。）と同額を発電側課金相当額として第 7 条の定めに基づき算定される電力量料金に加算した金額を支払うものとする。その他具体的な精算に関する事項は、甲及び乙との協議により定めるものとする。

2 発電側課金に関する制度等に見直しがあった場合には、甲及び乙との協議により定めるものとする。

(契約内容の変更)

第 20 条 甲又は乙は、この契約の締結後において必要があると認めるときは、甲乙協議の上、この契約の内容を変更できるものとする。

(費用の負担)

第 21 条 この契約の締結及び受給電力の購入及び非化石価値に係る手続等の費用は乙の負担とする。

(守秘義務)

第 22 条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の履行に当たって知り得た相手方の機密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約期間終了後又はこの契約の解除後においても同様とする。ただし、法律、条令等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示する場合は、この限りではない。

(所轄裁判所)

第 23 条 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、甲の主たる事務所の所在地を管轄する裁判所とする。

(定めのない事項等の処理)

第 24 条 この契約書及び仕様書等に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じた事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙双方記名押印の上各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号
山梨県公営企業管理者 落合 直樹

乙